平成 30 年 11 月 19 日現在

外国人専用医療ツーリズム病院開設計画(案)に関する地域医療関係団体からの意見書等

【川崎市あて】	
・川崎市医師会	(平成 30 年 10 月 1 日)・・・・・・・・・・ P 1
・川崎市病院協会	(平成 30 年 10 月 3 日)・・・・・・・・・・ P 3
・神奈川県医師会	(平成 30 年 10 月 5 日)・・・・・・・・・・ P 4
・横浜市医師会	(平成 30 年 10 月 5 日)・・・・・・・・・ P 6
・相模原市医師会	(平成 30 年 10 月 12 日)・・・・・・・・・P 11

・相模医師会連合会 (平成 30 年 10 月 16 日)・・・・・・・・・・・・・・ P 15 ・横浜市病院協会 (平成 30 年 10 月 17 日)・・・・・・・・・・・ P 16

【神奈川県あて】(意見書添付省略)

八川がめて』 (心光目)	W.1.1 ELET.
・神奈川県病院協会	(平成 30 年 10 月 4 日)
・神奈川県医師会	(平成 30 年 10 月 5 日)
・横浜市医師会	(平成 30 年 10 月 5 日)
・川崎市医師会	(平成 30 年 10 月 10 日)
・相模原市医師会	(平成 30 年 10 月 12 日)
・相模医師会連合会	(平成 30 年 10 月 16 日)
・横浜市病院協会	(平成 30 年 10 月 17 日)

30 川医発第 219 号 平成 30 年 10 月 1 日

川崎市健康福祉局

局長 北 篤彦 様

川崎市医師会 会長 髙 橋



葵会医療ツーリズム病院開設について

時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

平素より本会の運営につきましては格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。 さて、標記については、貴局より8月28日、葵会より9月11日に三役会及び理事 会にて事業の説明をして頂きました。その後検討し本会としての意見を集約いたしま したので報告いたします。

まず、本会として貴局及び葵会からの説明の段階から開設に納得できない意見が多く、質問に対する回答についても不安材料を払拭できない点が多々あり、現時点では 葵会医療ツーリズム病院の開設には是認できない結論となっております。

その理由としては、「営利を目的としていない」とする考えには強い違和感を覚えます。保険診療は公定価格でしばられ、そのすべての請求方法等々が療養担当規則で決められております。このように営利性がないことで公共の利益のために消費税の転嫁を認めておりません。しかし自由診療(例えば人間ドックや美容外科等)は営利とみなされ消費税の転嫁が認められております。即ち医療ツーリズムは自由診療であり、営利と考えます。更に貴局の「医療ツーリズムに対する本市の基本的な考え方」の後段に記載されている、「国策への協力や市域における経済効果への期待」とあるように営利を目的としていることは明らかで、医療法上でも、今回の医療ツーリズム病院の開設は認められないと考えます。また、海外の富裕層への自費医療の提供は市民への恩恵が全くない事業であり、現在の地域医療機能への混乱が危惧され、到底認めるわけにはいきません。

一方現在、国(県、市も)は、人口減少・少子高齢化を考えて、医療需要を推計し 医療法のもとで保健医療計画の策定を進めております。そのために医療者をはじめ多 くの者が地域医療構想並びにその調整会議を行い、将来の機能別必要病床数の検討を するなかで、国民が安心して暮らせる環境(地域包括ケアシステム)の構築に一生懸 命になっているところです。この医療ツーリズム病院を認めると、自由診療であって も既存病床にカウントされ、現在進行中の地域医療構想における、将来の基準病床数 や必要病床数等に影響を与えかねません。自由診療なら規制が緩く、いくらでも開設 できるものとなれば、向後の医療制度に禍根を残すものと考えます。

また、3か月以上在留の外国人に対し国保の加入が認められておりますが、一部が 悪用して日本の最高レベルの皆保険制度(高額医療を含む)がむしばまれており問題 になっております。一般的に医療ツーリズムでは富裕層の本人のみならず家族やその 関係者も含めて大挙入国することが多くみられ、幾多の医療問題が発生することが予 想されます。

以上、当会としての総論的・基本的な知見を述べさせていただきましたが、まず葵会が現在行うべきことは、神奈川県から譲渡を受けた七沢リハビリテーション病院の本来的開設の早期実現であり、総理大臣からいただいた特区病床(20床)の完全利用(これをツーリズムに利用したら?)。何よりも重要なのは、現AOI国際病院は川崎社会保険病院からの譲渡条件を遵守し、更には市民のために機能の充実をはかることが先決ではないでしょうか。

30川病協234号 平成30年10月3日

川崎市健康福祉局 局長 北 篤 彦 様

公益社団法人川崎市病院協会 長 内海 通言

葵会「医療ツーリズムホスピタル (仮称)」の開設について (意見)

時下、ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

当協会の運営につきまして平素から特段のご配慮を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、標記の案件につきまして川崎市及び葵会から事業の概要説明を伺いまして、役員及び会員にて意見交換を行なった結果、次の理由により反対をいたします。

医療ツーリズム専門病院の開設申請することの本質的な問題点は、国内への医療ツーリズムの様々な基盤整備が十分でない中で、地域医療に影響を与えかねない条件下で専門病院を新たに100 床開設することです。

- 1. 本来なら、まずは「医療特区 20 床」を含め既存の医療受け入れ余力を活用し、地域 医療に影響を及ばさない範囲において医療ツーリズムに対応すべきであります。AOI 国際病院でのこれまでの医療ツーリズム実績を公表し、それを踏まえてさらに見込 める需要の病床数の検討に取り組むべき案件であること。
- 2. 既存施設のスペースに合わせての病床数設定であり、100 床の需要が見込まれる根拠が不明瞭であること。
- 3. 保険医療機関外の病床でありながら、病床過剰である川崎南部医療圏の既存病床に加 算される制度となっていることは、地域医療計画、基準病床制度との整合性の問題が 懸念されること。
- 4. また、現時点で100 床は、保険診療病床とならないとのことであるが、将来、保険診療病床に転換されない確約がないこと。
- 5. 地域内で限られた各種医療従事者の確保の競合が懸念されること。新病院への職員確保のために、既存病院の職員に不足が生じる恐れがあること。また、七沢リハビリテーション病院の医師不足が報じられていることなどから、計画どおりの医療従事者の確保ができない懸念があります。

このようなことから、本案件はこのままでは容認できるものでなく、地域医療と地域医療行政の将来に禍根を残す可能性があることから、今後も行政及び葵会と議論を重ねていくことが重要であると考えます。

30神医第967号 平成30年10月5日

川崎市長 福田紀彦 殿



地域医療構想の崩壊につながる

医療法人社団葵会の医療ツーリズムホスピタル(仮称)の開設問題について

時下、ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

さて、医療法人社団 葵会は、2020 年夏の東京オリンピック・パラリンピックまでに、外国人向けの医療ツーリズムに特化した新たな 100 床の病院(仮称 医療ツーリズムホスピタル)を「自由診療に特化した病床」として開設許可申請の相談が川崎市や神奈川県に対してなされました。本会に対しても 9 月19日に開催された、神奈川県保健医療計画推進会議において説明がありました。また、川崎市医師会や川崎市病院協会に対しても行政と同法人から開設計画について説明がなされております。

現時点での行政側の解釈は、「市・県の医療審議会の意見を踏まえて、健康保険法上、保 険医療機関指定拒否はできるが、医療法上は開設をしないよう勧告するだけであり、営利を目 的とする場合を除き、設備構造・人員配置に適合すれば許可を与えなければならない」として おります。

外国人専門の自由診療での医療ツーリズムは営利事業であり、葵会の提案は非営利とは言い難く医療法上も開設許可を与えなければならないとの解釈は到底容認できるものではありません。また開設予定地の川崎南部地域は病床過剰地域であること、開設した場合は自由診療の病床であっても既存病床数に加算され地域医療を侵食する懸念があること、医療法上の保健医療計画による病床整備や、地域医療構想との整合性に著しい矛盾が生じることからも地元川崎市医師会や病院協会が反対意見を表明しており、隣接する横浜市医師会を始め県内の郡市医師会からも反対の声が挙がっています。

本会といたしましても自由診療専門の新規医療機関開設に強く反対いたします。

このまま川崎市が開設許可を与えることになった場合には、日本全国で病床過剰地域であろうが、病床不足地域であろうが一切関係なく保険医療機関ではない自由診療専門の病院は開設可能であるという前例を作ってしまうことになります。外国人対象の医療ツーリズム専門病院に限らず、日本人に対して自由診療でがん免疫療法を行う専門病院の新規開設も可能ということになってしまいます。混合診療の問題だけでなく、皆保険制度の根幹にも影響し、医

療の格差拡大につながりかねない大問題と思われます。現行の医療法上の解釈では開設を せざるを得ないということであれば、まずは開設を許可できないよう<u>医療法の改正が必要と考</u> えられます。

医療ツーリズムについては、2010年6月18日に政府が閣議決定した「新成長戦略」の中で 位置づけられて以降、経済産業省が外国人患者の医療渡航促進に向けて積極的な姿勢であ る一方で、推進にあたっての課題も多く、厚生労働省で十分な議論や制度整備がされている とは言えないまま一部の医療機関で実施されている状況です。

本会としては、医療ツーリズムは市場主義が入った医療産業であり、自由診療(全額自己負担)に特化した、営利を目的とした医療であると解釈しております。先進的に取り組まれた愛知県の提言でも「医療機関の受入余力を活用して医療サービスを提供することが前提であり、地域医療に影響を及ばさない範囲で実施」としています。地域医療構想との関係性など、県内での十分な現状の把握・議論と、具体的なルール作りのための検討組織の設置を要望します。

なお、同医療法人グループは、近年、県内に積極的に新規開設を進めておりますが、県内 医療機関との連携が十分に果たされておらず、当初の条件とは異なる事業展開(旧県立七沢 リハビリテーション脳血管医療センターからの譲渡案件)をするなど、県民及び県内医療機関 の不信感は強い状態です。また特例的対応を重ねる県行政に対しての不信感も増している状 況であることを申し添えます。

つきましては、この自由診療専門の新規医療機関開設に関しましては、今後<u>川崎市や県と</u>しても、地域の医療団体の意見に添って、慎重に対応するよう強く要請いたします。

事務担当は、地域医療企画課 電話 045-241-7000 小沢、小林

30横市医発第372号 平成30年10月 5日

川崎市 市 長 福 田 紀 彦 様

横浜市医師会 会長 水 野 恭 一

決議文の送付について

川崎市医師会から 10 月 1 日付で発出された「葵会医療ツーリズム病院開設について」の意見書を受けまして、本会では 10 月 4 日 (木) 開催の第 29 回理事会において、別紙のとおり決議いたしましたので、ご査収の程よろしくお願い申し上げます。

事務担当:総務課 電話:045-201-7361



決 議

平成30年10月1日付で川崎市医師会髙橋会長より「葵会医療ツーリズム病院開設について」の意見書が発出されました。

医療法によれば、「都道府県知事(指定都市の市長)は病院の開設申請があった時には営利を目的とする場合を除き許可を与えなければならない」とされているが、医療ツーリズム病院は営利目的の自由診療であり、 開設を認めるわけにはいきません。

病床過剰地域である川崎南部医療圏において許可されることになれば、 全国の地域医療構想調整会議において既存病床数の過剰地域における必 要病床数の算定に深刻な影響を与えることになり、この点でも葵会医療 ツーリズム病院の開設は是認できません。

「葵会」は血税で作られた七沢リハビリテーション病院の譲渡を受けたからには、従来の医療機能を確保し、県民のための病院として、機能の充実をはかるべきです。

横浜市医師会理事会は、川崎市医師会の示されたこの意見書に賛同し、 全面的に支援することを決議いたします。

平成 30年 10月4日

第29回横浜市医師会理事会



30川医発第220号 平成30年10月1日

:0447113012

神奈川県医師会長 各郡市医師会長 各位

川崎市医師会 会長 髙 橋



葵会医療ツーリズム病院開設について

時下 益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。日頃より本会事業にご支援を賜 り厚く御礼申し上げます。

さて、過日の神奈川県医師会会長会でも話題となりました葵会医療ツーリズム病 院開設について、この度本会では別紙の通り川崎市に意見書を提出いたしました。

つきましては、賞会におかれましても本件にご理解を賜ります様よろしくお願い 申し上げます。

なお、本意見書は、神奈川県病院協会、川崎市病院協会、川崎市議会 (健康福祉 委員会) へも提出しておりますことを申し添えます。



川崎市医師会事務局

TEL 044-711-3011 FAX 044-711-3012



30 川医発第 219 号 平成 30 年 10 月 1 日

川崎市健康福祉局

局長 北 篤 彦 様

川崎市医師会

会長 髙 橋



葵会医療ツーリズム病院開設について

時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

平素より本会の運営につきましては格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。 さて、標記については、費局より8月28日、葵会より9月11日に三役会及び理事 会にて事業の説明をして頂きました。その後検討し本会としての意見を集約いたしま したので報告いたします。

まず、本会として貴局及び葵会からの説明の段階から開設に納得できない意見が多く、質問に対する回答についても不安材料を払拭できない点が多々あり、現時点では 葵会医療ツーリズム病院の開設には是認できない結論となっております。

その理由としては、「営利を目的としていない」とする考えには強い違和感を覚えます。保険診療は公定価格でしばられ、そのすべての請求方法等々が療養担当規則で決められております。このように営利性がないことで公共の利益のために消費税の転嫁を認めておりません。しかし自由診療(例えば人間ドックや美容外科等)は営利とみなされ消費税の転嫁が認められております。即ち医療ツーリズムは自由診療であり、営利と考えます。更に貴局の「医療ツーリズムに対する本市の基本的な考え方」の後段に記載されている、「国策への協力や市域における経済効果への期待」とあるように営利を目的としていることは明らかで、医療法上でも、今回の医療ツーリズム病院の開設は認められないと考えます。また、海外の富裕層への自費医療の提供は市民への恩恵が全くない事業であり、現在の地域医族機能への混乱が危惧され、到底認めるわけにはいきません。

; 0447113012

一方現在、国(県、市も)は、人口減少・少子高齢化を考えて、医療需要を推計し 医療法のもとで保健医療計画の策定を進めております。そのために医療者をはじめ多 くの者が地域医療構想並びにその調整会議を行い、将来の機能別必要病床数の検討を するなかで、国民が安心して暮らせる環境(地域包括ケアシステム)の構築に一生懸 命になっているところです。この医療ツーリズム病院を認めると、自由診療であって も既存病床にカウントされ、現在進行中の地域医療構想における、将来の基準病床数 や必要病床数等に影響を与えかねません。自由診療なら規制が緩く、いくらでも開設 できるものとなれば、向後の医療制度に禍根を残すものと考えます。

また、3か月以上在留の外国人に対し国保の加入が認められておりますが、一部が 悪用して日本の最高レベルの皆保険制度(高額医療を含む)がむしばまれており問題 になっております。一般的に医療ツーリズムでは富裕層の本人のみならず家族やその 関係者も含めて大挙入国することが多くみられ、幾多の医療問題が発生することが予 想されます。

以上、当会としての総論的・基本的な知見を述べさせていただきましたが、まず葵 会が現在行うべきことは、神奈川県から譲渡を受けた七沢リハビリテーション病院の 本来的開設の早期実現であり、総理大臣からいただいた特区病床(20床)の完全利 用(これをツーリズムに利用したら?)。何よりも重要なのは、現AOI国際病院は川 崎社会保険病院からの譲渡条件を遵守し、更には市民のために機能の充実をはかるこ とが先決ではないでしょうか。

30相総務発第 58号 平成30年10月12日

川崎市長 福田 紀彦 様

一般社団法人相模原市医師会 長 竹 村 克 二

葵会医療ツーリズム病院について (要望)

秋涼の侯 貴職におかれましては、ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

日頃から本会業務につきましては、ご理解をいただき感謝申し上げます。

さて、このたび葵会が川崎市に開設を予定している「医療ツーリズム病院」につきましては、川崎市医師会長から貴職あてに要望のあったとおり、本会理事会においてもその趣旨に賛同し、別紙のとおり開設すべきではないと決議いたしました。

貴職におかれましては、本決議文の趣旨をご理解いただき、開設については慎 重にご対応いただきますよう要望いたします。

以上

相模原市医師会総務課 電話 042-755-3311



決議

平成30年10月1日付で川崎市医師会高橋会長より「葵会医療ツーリズム病院開設について」の意見書が発出されました。

医療法に依れば、「都道府県知事は病院の開設申請があった場合には営利を目的とする場合を除き許可を与えなければならない」とされております。葵会の医療ツーリズム病院は営利目的の自由診療であり、開設を認めるべきではないと考えます。

地域医療構想において病床過剰と判断された川崎市南部 医療圏の病床数については、今まさに地域医療構想調整会議 において議論しているところであり、病床数決定に関しては、 同会議の議論を踏まえ、その意見を尊重して慎重に決定すべ きものと考えます。

相模原市医師会理事会は、川崎市医師会の示されたこの意 見書に替同し、全面的に支援することを決議いたします。

平成30年10月12日

相模原市医師会理事会



30 川医発第 219 号 平成 30 年 10 月 1 日

川崎市健康福祉局

局長 北 篤彦 様

川崎市医師会 会長 髙 橋



葵会医療ツーリズム病院開設について

時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

平素より本会の運営につきましては格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。 さて、標記については、貴局より8月28日、葵会より9月11日に三役会及び理事 会にて事業の説明をして頂きました。その後検討し本会としての意見を集約いたしま したので報告いたします。

まず、本会として貴局及び葵会からの説明の段階から開設に納得できない意見が多く、質問に対する回答についても不安材料を払拭できない点が多々あり、現時点では 葵会医療ツーリズム病院の開設には是認できない結論となっております。

その理由としては、「営利を目的としていない」とする考えには強い違和感を覚えます。保険診療は公定価格でしばられ、そのすべての請求方法等々が療養担当規則で決められております。このように営利性がないことで公共の利益のために消費税の転嫁を認めておりません。しかし自由診療(例えば人間ドックや美容外科等)は営利とみなされ消費税の転嫁が認められております。即ち医療ツーリズムは自由診療であり、営利と考えます。更に貴局の「医療ツーリズムに対する本市の基本的な考え方」の後段に記載されている、「国策への協力や市域における経済効果への期待」とあるように営利を目的としていることは明らかで、医療法上でも、今回の医療ツーリズム病院の開設は認められないと考えます。また、海外の富裕層への自費医療の提供は市民への恩恵が全くない事業であり、現在の地域医療機能への混乱が危惧され、到底認めるわけにはいきません。

一方現在、国(県、市も)は、人口減少・少子高齢化を考えて、医療需要を推計し 医療法のもとで保健医療計画の策定を進めております。そのために医療者をはじめ多 くの者が地域医療構想並びにその調整会議を行い、将来の機能別必要病床数の検討を するなかで、国民が安心して暮らせる環境(地域包括ケアシステム)の構築に一生懸 命になっているところです。この医療ツーリズム病院を認めると、自由診療であって も既存病床にカウントされ、現在進行中の地域医療構想における、将来の基準病床数 や必要病床数等に影響を与えかねません。自由診療なら規制が緩く、いくらでも開設 できるものとなれば、向後の医療制度に禍根を残すものと考えます。

また、3か月以上在留の外国人に対し国保の加入が認められておりますが、一部が 悪用して日本の最高レベルの皆保険制度(高額医療を含む)がむしばまれており問題 になっております。一般的に医療ツーリズムでは富裕層の本人のみならず家族やその 関係者も含めて大挙入国することが多くみられ、幾多の医療問題が発生することが予 想されます。

以上、当会としての総論的・基本的な知見を述べさせていただきましたが、まず葵会が現在行うべきことは、神奈川県から譲渡を受けた七沢リハビリテーション病院の本来的開設の早期実現であり、総理大臣からいただいた特区病床(20床)の完全利用(これをツーリズムに利用したら?)。何よりも重要なのは、現AOI国際病院は川崎社会保険病院からの譲渡条件を遵守し、更には市民のために機能の充実をはかることが先決ではないでしょうか。

川崎市長

福田紀彦 殿

相模医師会連合会会長 池上晃子

要望書

平成30年10月1日付で公益社団法人川崎市医師会より、「葵会医療ツーリズム病院開設について」の意見書が出されました。神奈川県医師会菊岡会長からも神奈川県知事、川崎市長、日本医師会会長あてに慎重に対応するよう、強く要望する意見書が出されています。我々、相模医師会連合会も川崎市医師会、神奈川県医師会の対応を断固、支持するものであります。

我々は医療ツーリズムを全面的に否定するものではありません。しかしながら今回の 仮称「葵会医療ツーリズム病院」については地域医療構想で病床過剰とされた川崎市南 部医療圏に 100 床の自由診療による医療ツーリズム専門の建設を謳ったものであり、こ の開設を許可することは厚労省、神奈川県が推し進めてきた地域医療構想を根底から覆 しかねないものであります。

本来病床の増床、取り消しについては地域の保健医療福祉推進会議において慎重に検討して決定すべきものであり、この会議での検討を経ずに100床規模の新病院開設が認められるならば地域医療構想に重要な役割を果たしている保健医療福祉推進会議の存在そのものを否定するものであり決して許されることではありません。

この病院は自由診療による専門の病院を謳いながら、将来は保険診療用に転用できる可能性を残しており、そうなった場合地域に混乱を引き起こす可能性が大であります。また現在医療機関が医師・看護師等医療従事者不足にあえぐ中、国民の健康を守るために死守しなければならない保険診療とは何の関係もない自由診療の医療ツーリズム病院が医療従事者を確保するなら、それは保険診療制度の崩壊につながりかねないこととなります。

これらの状況を勘案し相模医師会連合会としても慎重な対応をして頂くよう強く要望いたします。

相模医師会連合会

一般社団法人横須賀市医師会会長 遠藤千洋 公益社団法人鎌倉市医師会会長 井口和幸 一般社団法人平塚市医師会会長 久保田亘 一般社団法人小田原医師会会長 渡邊清治 一般社団法人茅ケ崎医師会会長 丸山徳二 一般社団法人座間綾瀬医師会会長 五十棲優 公益社団法人藤沢市医師会会長 鈴木紳一郎 一般社団法人足柄上医師会会長 飛彈康則 一般社団法人秦野伊勢原医師会会長 須藤宣弘 一般社団法人厚木医師会会長 馬嶋順子 一般社団法人相模原市医師会会長 竹村克二 公益社団法人大和市医師会会長 小林米幸 一般社団法人三浦市医師会会長 飯島康司 一般社団法人中郡医師会会長 山田眞一 一般社団法人海老名市医師会会長 高橋裕一郎 一般社団法人逗葉医師会会長 池上晃子

30 横市病協発第 85 号 平成 30 年 10 月 17 日

川崎市長 福田 紀彦様

葵会「医療ツーリズムホスピタル (仮称)」の開設にかかる 決議の送付について

葵会「医療ツーリズムホスピタル (仮称)」の開設について、今般、当協会理事会において、別紙のとおり決議しましたので、御査証のほどよろしくお願い申し上げます。



決 議

葵会「医療ツーリズムホスピタル(仮称)」の開設について

開設予定地の地元である公益社団法人川崎市病院協会及び公益社団法人川崎市医師会を はじめ公益社団法人神奈川県病院協会などから、この計画に対する反対意見や懸念が表明さ れています。

1 過剰病床地域でありながら既存病床数に算入される制度となっていることから、保健医療計画の基準病床制度による病床整備や地域医療構想との整合性に問題があることが指摘されています。

本来、地域住民のためである保健医療計画や地域医療構想の病床数の算定に大きな影響を及ぼすことになり、重大な問題であると考えます。

2 限られた医師・看護師等の医療従事者の確保の競合が懸念されること、それに伴い既存病院の医師・看護師等の職員に不足が生じる恐れがあること、また、七沢リハビリテーション病院の医師不足が報じられていることなどから、計画どおりの医療従事者の確保に懸念があるとの指摘もあります。

地域医療提供体制を支える医療従事者の確保・養成は、横浜市においても大きな課題となっていることから、競合等について大きな懸念があります。

3 今後、横浜市においても今回のような計画が起こる可能性があります。

医療ツーリズムに関する制度が整備されていない状況であり、十分な議論とルール作り に向けた検討組織が要請されています。

当協会としても、至急設置し議論を始める必要があると考えます。

各団体の意見は当然のことであり、当協会としても全面的に支持するものです。 横浜市は開設予定地と隣接しており、大きな影響を受けると考えられることから、当協会 として重大な関心を持ち、各関係団体と密接な連携を図っていくこととします。

以上、決議します。

平成 30 年 10 月 10 日

公益社団法人横浜市病院協会 平成 30 年度第6 回理事会